

越谷市地域防災計画

策定基本方針

危機管理室
令和 7 年 (2025 年) 3 月

1. 基本方針の趣旨

激甚化・頻発化する自然災害により、本市も近年、過去3回の風水害、東日本大震災、竜巻災害などで大きな被害を受け、多くの教訓と課題を得た。

これまでの災害経験を踏まえながら、最新データと知見に基づく防災アセスメントによる被害想定調査を実施し、本市の特性に応じた、より実効性の高い防災計画を策定するため、「越谷市地域防災計画」（以下、地域防災計画という。）の全面改訂に取り組む。

2. 計画策定の目的及び位置付け

(1) 計画策定の目的

本計画は、災害対策基本法第42条に基づく「市町村地域防災計画」であり、同法第5条に規定された市の責務である「本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域に係る防災」に関する事項を定めることを目的とする。

(2) 計画の位置付け

本計画は、国の「防災基本計画」及び「埼玉県地域防災計画」と整合を図り、「越谷市国土強靱化地域計画」とも連携・補完し合いながら、本市の危機管理体制と災害対策の最上位計画として位置付ける。

【災害対策基本法（抜粋）】

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3. 計画策定の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

基本1 既往の災害経験と最新の知見による防災アセスメント

1-①：本市の特性を踏まえた災害シナリオの更新及び被害想定の可視化

1-②：最新データ（人口、建物、社会基盤等）を反映した災害リスク評価

基本2 世界標準の仕様に即した分かりやすさと実効性を追求した計画

2-①：災害対応に関する「全体の流れ」がイメージできる計画

2-②：「いつ」、「誰が」、「何をすべきか」を具体化した計画

(2) 計画策定に盛り込むべき基本事項

基本1 防災アセスメントによる最新の被害想定と災害リスク評価の反映

基本2 危機管理の国際規格に準拠した標準化

基本2 指揮命令系統と役割分担を明確にした効率的な運用

基本2 災害対応マニュアルの整備と体系化

その他 重複事項の削減、図表等を用いた端的かつ簡素化した編構成

その他 閲覧性の向上を図るインデックス等の採用

4. 計画策定のスケジュール（案）

計画策定の期間は、令和7年度（2025年度）から令和8年度（2026年度）までの2か年とし、主な作業工程は下図1に示すとおり、令和7年度に防災アセスメントを、令和8年度に計画策定を実施し、令和9年4月の公表を予定する。

なお、計画策定後は、国や県の動向、社会情勢の変化等を踏まえて適宜見直しを行う。

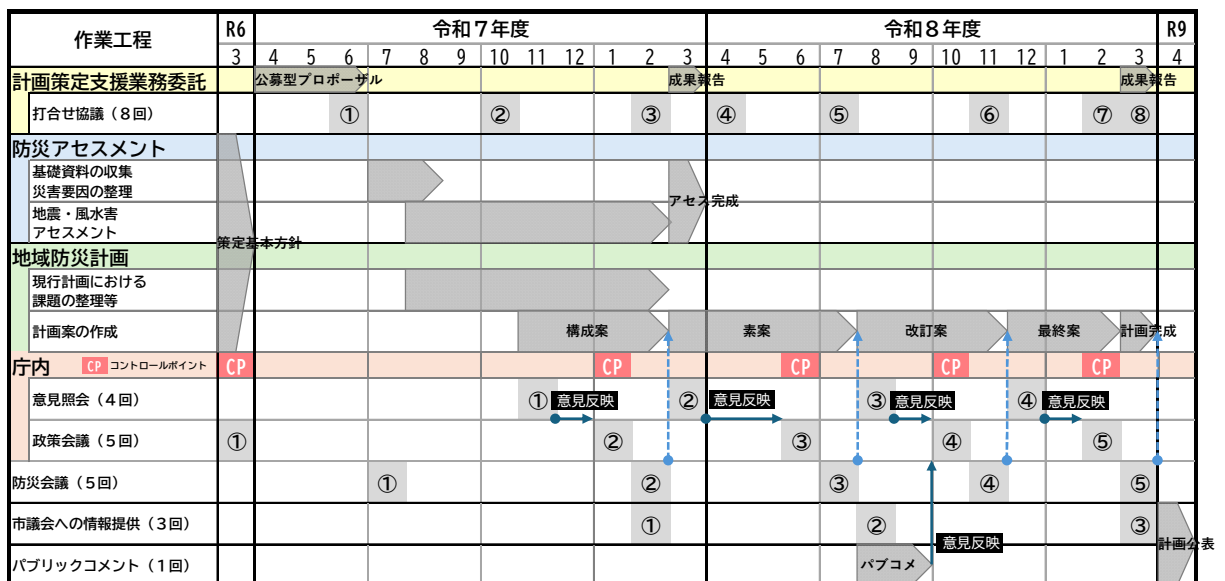


図1 計画策定のスケジュール（案）

5. 計画策定のプロセスと体制

計画策定にあたっては、内部の組織はもとより、外部の行政機関、市民、民間事業者など関係者間のリスクコミュニケーション・リスクマネジメントの視点が重要となる。

そのため、庁内外からの意見を反映し、本市の特性に即した地域防災計画を作成するため、以下のプロセスと体制により計画策定を進める。

(1) 庁内体制

政策会議

計画策定の過程でコントロールポイント〔CP〕となる「策定基本方針」及び「地域防災計画（構成案、素案、改訂案、最終案）」の各段階（以下「計画案の各段階」という。）において、市の行政運営の基本方針、重要施策等に対する審議及び各部署間での総合調整を行う政策会議に適宜諮る。

【政策会議における付議事項】

- ①市の行政運営の基本方針及びこれに係る年度執行計画に関する事項
- ②重要な施策、新規事業等の策定に関する事項
- ③市の組織、財政その他行政機能に重大な影響を与える事項
- ④その他市長が必要と認める事項

【構成員】

市長、副市長、教育長、危機管理監、市長公室長、総合政策部長、行財政部長、総務部長、市民協働部長、福祉部長、地域共生部長、子ども家庭部長、保健医療部長、環境経済部長、建設部長、都市整備部長、市立病院事務部長、消防長、教育総務部長、学校教育部長

庁内への意見照会

越谷市災害対策本部要綱では、「すべての市職員は市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部の活動に協力しなければならない。」と規定している。

それを踏まえ、災害対応にあたる全職員の知見と経験を活かし、多様な視点から意見を取り入れるため、「計画案の各段階」において、全庁内に意見を照会する。

(2) 市民参加

パブリックコメント

「地域防災計画（改訂案）」の段階でパブリックコメントを実施し、市民や自主防災組織、地元企業等から意見を公募し、「地域防災計画（最終案）」に反映する。

【パブリックコメントの概要】

地域防災計画（素案）を公表し、電子申請、投書及び郵送等により市民等の意見を募集する。

(3) 審議会

防災会議

審議会である防災会議は、災害対策基本法第16条において、「市の地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、市長の諮問に応じて当該地域に係る防災に関する重要事項を審議する」ことが規定されている。

その規定に基づき「計画案の各段階」において、防災会議に諮るとともに、地域防災計画（最終案）は、防災会議の審議を経た後に確定となる。

【災害対策基本法（抜粋）】

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

【防災会議における所掌事務】

- ①越谷市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ②市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ③前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- ④前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

【構成員】

委員定数：40人（会長である市長を除く）

委員内訳：指定地方行政機関1、県の機関2、警察の機関1、市の機関16、教育機関1、消防機関3、給水機関1、指定公共機関又は指定地方公共機関11、自主防災組織又は学識経験者4

(4) その他

計画策定支援業務委託

計画策定にあたっては、計画作成の実績が豊富なコンサルタント会社に支援業務を委託し、「地域防災に関する調査・分析」等の専門的な助言を受けながら、庁内外の「意見の取りまとめ」や「計画案の各段階」の作成等に係る支援を受けて、効率的かつ効果的に計画の策定を進める。

また、委託先の選定にあたっては、価格だけではなく、委託先の創意工夫や技術力を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

契約スケジュール（公募型プロポーザル方式）

- | | |
|----------|----------------------|
| 令和7年4月上旬 | 越谷市地域防災計画策定基本方針の市長決裁 |
| 中旬 | 公募型プロポーザル実施要領の公表 |
| 下旬 | 参加申込の締め切り |
| 5月下旬 | 技術提案書の提出・プレゼンテーション |
| 6月中旬 | 契約締結 |